

## 資料 2-2

### 境港港湾脱炭素化推進協議会設置要綱（案）

#### （趣旨）

第1条 北東アジアゲートウェイを目指す境港の脱炭素化の取組を推進するため、港湾法第五十条の三に基づく港湾脱炭素化推進協議会（以下「協議会」という。）を設置し、港湾法第五十条の二に基づく、官民の連携による脱炭素化の促進に資する港湾の効果的な利用の推進を図るための「港湾脱炭素化推進計画」（以下「計画」という。）の策定に必要な検討を行うとともに、カーボンニュートラルポートの形成を通じて脱炭素社会の実現に貢献する。

#### （協議事項）

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、計画策定及び変更に必要な項目について協議を行う。

#### （構成員）

第3条 協議会は、別表に掲げる構成員等をもって構成する。

- 2 構成員の追加等は協議会で決定する。
- 3 協議会の議事を総括するため、構成員の互選により座長を置く。

#### （協議会の公開の取扱い）

第4条 協議会は、原則として公開とする。

- 2 配布資料の非公開の判断は、資料作成者と事務局が協議のうえ、事務局が行う。
- 3 協議会の議事は、会議終了後に、発言者が特定されない形で概要のみ公開する。

#### （秘密保持）

第5条 協議会の構成員及び参加者は、協議会で知り得た情報（前条の規定により公開された議事次第、配布資料及び議事概要を除く。）を外部に漏らし、又は無断で使用してはならない。

#### （事務局）

第6条 協議会に係る事務は、境港管理組合が処理する。

#### （その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は協議会にて協議し定める。

#### （附則）

この要綱は、令和5年 月 日から施行する。（第3回協議会より施行予定）

(第3条別表)

## 境港港湾脱炭素化推進協議会 構成員

(敬称略、順不同)

役割	区分	企業名等
構成員	有識者	公立鳥取環境大学
構成員	関係企業	NX境港海陸株式会社
構成員	関係企業	株式会社上組
構成員	関係企業	三光株式会社
構成員	関係企業	株式会社日新
構成員	関係企業	合同会社 境港エネルギーパワー
構成員	関係企業	東西オイルターミナル株式会社
構成員	関係企業	隱岐汽船株式会社
構成員	関係団体	境港商工会議所
構成員	関係団体	松江商工会議所
構成員	関係団体	まつえ北商工会
構成員	関係行政機関	国土交通省 中国地方整備局 境港湾・空港整備事務所
構成員	関係行政機関	境港市
構成員	関係行政機関	松江市
オブザーバー	民間企業	ローカルエナジー株式会社
オブザーバー	国	環境省 中国四国地方環境事務所
オブザーバー	国	国土交通省 中国運輸局
オブザーバー	地方公共団体	鳥取県
オブザーバー	地方公共団体	島根県
事務局	港湾管理者	境港管理組合